３　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び調書判決を除く。次項において同じ。）に記載し、又は記録したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載し、又は記録したものとみなす。

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項第一号、第五十二条の五第二項第四号イ及び第三項第一号並びに第五十二条の十五第二項第四号イ及び第三項第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第六十条第一号中「署名押印すること」とあるのは「署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書すること」と、第百十八条第一項第一号中「署名する」とあるのは「署名し、若しくは第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の三　［略］

２　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、検察官に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを送付しなければならない。

一　前項の請求を第六十五条の二第一項の方法によりした場合　ファイル（第六十五条の七ただし書の場合にあつては、同条の記録媒体）に記録されている事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録

二　前項の請求を書面によりした場合　当該書面の謄本

［３　略］

（呼称の通知・法第二百七十一条の六等）

第百七十六条の五　裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、法第二百七十一条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、法第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項が記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

２　裁判所は、法第二百七十一条の六第四項（法第三百十二条の二第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、法第二百七十一条の六第四項第一号イ又は第二号イに掲げる措置をとつた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、法第二百七十一条の二第一項又は第三百十二条の二第一項の規定による求めに係る個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

３　第一項の規定により定められた呼称がある場合において、その呼称を当該事件の訴訟に関する書類（判決書及び判決を記載した調書を除く。次項において同じ。）に記載したときは、第一項に規定する個人特定事項に係る名称を記載したものとみなす。

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（個人特定事項の通知の請求の方式・法第二百七十一条の五等）

第百七十六条の三　［同上］

２　被告人又は弁護人は、前項の請求をしたときは、速やかに、同項の書面の謄本を検察官に送付しなければならない。

［新設］

［３　同上］

（呼称の通知・法第二百七十一条の六等）

第百七十六条の五　裁判所は、法第二百七十一条の六第二項の規定により、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第二項の規定により、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが記載され若しくは記録されている部分の閲覧若しくは謄写を禁じた場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。

２　裁判所は、法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合又は法第三百十二条の二第四項において準用する法第二百七十一条の六第四項の規定により、裁判書若しくは裁判を記載した調書の抄本であつて訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものの記載がないものを交付した場合において、弁護人の請求がある場合であつて、これらの個人特定事項に係る名称が氏名であるときは、弁護人に対し、これに代わる呼称を知らせなければならない。